

議案第 3 号

鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について

鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について、別紙のとおり議決を求めます。

令和 8 年 2 月 1 6 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準

令和8年2月16日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第14条及び特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）第5条の規定により、鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校の学級編制基準を次のとおり定める。

1 学級編制基準

学校の種類	学級編制の区分		1 学級の 児童・生徒数	
小 学 校 (義務教育学校の 前期課程を含む)	単式 学級	第 1 ～ 6 学年	30 人	
	複 式 学 級	ア 第 1 学年 の児童を含 む複式学級	① 飛び複式でない学級 ② 飛び複式学級	複式学級は設置 しない
		イ 第 1 学年 の児童を含 まない複式 学級	① 飛び複式でない学級 ② 飛び複式学級	15 人 複式学級は設置 しない
			特 別 支 援 学 級	
	中 学 校 (義務教育学校の 後期課程を含む)	単式 学級	第 1 学年（義務教育学校においては第 7 学年）	33 人
第 2、3 学年（義務教育学校においては第 8、9 学年）			35 人	
複 式 学 級		8 人		
特 別 支 援 学 級		7 人		
特別支援学校	幼 稚 部	単一障がい学級	5 人	
		重複障がい学級	3 人	
	小・中学部	単一障がい学級	6 人	
		重複障がい学級	3 人	
	高 等 部	単一障がい学級	8 人	
		重複障がい学級	3 人	

※義務教育学校の9年間の教育課程において、「6－3」以外の区切りを設定する場合、特例を設けることができる。

※県立中学校について、夜間に教育課程を実施する中学校の学級編制については、1学級の生徒数を10名程度とする。

2 その他

- (1) この学級編制基準は、県議会における予算の成立をもって効力を発する。
- (2) その他必要な事項及び学級編制事務の取扱いについては、別に定める取扱要領による。

(注) 用語の説明

区 分	説 明
単式学級	同学年の児童又は生徒で編制する学級
複式学級	2の学年の児童又は生徒で編制する学級
飛び複式学級	複式学級のうち、引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年の児童又は生徒で編制する学級
特別支援学級	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する学級
重複障がい学級	文部科学大臣が定める障がいを2以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級
前期課程	義務教育学校における小学校段階に相当する6年の教育課程
後期課程	義務教育学校における中学校段階に相当する3年の教育課程

鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準取扱要領

1 学級編制

学級編制は、鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準（以下「学級編制基準」という。）を標準とし、5月1日（以下「基準日」という。）現在の児童・生徒数を基準にして学級編制を行う。

なお、教室不足等特別の理由がある場合の学級編制については、県教育委員会と当該市町村教育委員会との協議の上、編制の在り方を決定することとする。ただし、市町村が定めた基準により、県の基準を下回る学級編制を実施する場合を除く。

（1）市町村立小・中・義務教育学校

ア 市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、基準日の児童及び生徒数の推計に基づいて行った学級編制を、県教育委員会に届け出る。

イ 市町村教育委員会は、アを届け出た日から基準日までの間に、その学級編制を変更する場合は、その都度県教育委員会へ届け出る。

ウ 市町村教育委員会は、義務教育学校の学級編制基準において特例を設ける必要がある場合は、県教育委員会に届け出る。

（2）県立特別支援学校・県立中学校

ア 校長は、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて学級編制を行い、県教育委員会に報告する。

イ アの報告をした日から基準日までの間に、その学級編制を変更した場合は、その都度、県教育委員会に報告する。

2 学級編制の変更（基準日の翌日以降）

基準日の翌日以降に、学級編制を変更することが適当と認められる事由が生じた場合は、学級編制を変更する。

（1）市町村立小・中・義務教育学校

市町村教育委員会は、次の事由が生じた場合は、学級編制の変更について、県教育委員会へ届け出る。

ア 通常学級

児童自立支援施設（喜多原学園）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合

イ 特別支援学級

①児童自立支援施設（喜多原学園）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合

②病院内分教室の学級数に変動が生じた場合

③情緒障がい児短期治療施設（希望館）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合

④上記①～③以外の特別支援学級において、児童・生徒の転出入により学級数に変動が生じた場合

⑤特別支援学級に入級している児童・生徒を、該当の特別支援学級が設置されていない学校が転入により受け入れる場合（なお、学級編制基準では、通常学級から特別支援学級への年度中途の入級は認めない。）

（2）県立特別支援学校・県立中学校

校長は、次の事由が生じた場合は、学級編制を変更し、県教育委員会に報告する。

児童・生徒の転出入等により、学級数に変動が生じた場合

鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準 新旧対照表

新	旧
○鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準	○ <u>令和7年度</u> 鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準
○ <u>令和8年2月16日</u>	○ <u>令和7年2月13日</u> 制定
○2 その他 （1）この学級編制基準は、県議会における予算の成立をもって効力を発する。	○2 その他 （1）この学級編制基準は、県議会における <u>令和7年度当初予算</u> の成立をもって効力を発する。

鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準取扱要領 新旧対照表

新	旧
○鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準取扱要領	○ <u>令和7年度</u> 鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準取扱要領